

三河港輸入自動車助成金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三河港の自動車輸入の拡大を目的として、三河港神野地区又は明海地区において完成自動車の輸入を行う企業に対し、輸入台数に応じて交付する助成金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「完成自動車」とは、財務省貿易統計の概況品目で「自動車」に分類されるものをいう。ただし、中古のもの及び未完成のものは除く。

2 この要綱において「新規輸入完成自動車」とは、三河港において輸入実績のないブランドの完成自動車をいう。

3 この要綱において「申請年度」とは、荷主が助成金の交付申請を行う年度（4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる）をいう。

(助成対象事業者)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する企業が荷主となる場合に、当該企業に対し交付するものとする。

(1) 国内に事業所を有している企業

(2) 次のいずれかに該当する企業

ア 三河港において、海外自動車メーカーが生産する新規輸入完成自動車を、申請年度の前年度の1月から申請年度の12月までに輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人

イ 三河港において、国内自動車メーカー（海外現地法人を含む。）が生産する完成自動車を、当該ブランドの輸入実績のない国から申請年度の前年度の1月から申請年度の12月までに新たに輸入する当該自動車メーカー

ウ 申請年度の前々年度又は申請年度の前年度に助成金の交付を受けた正規輸入代理店、海外自動車メーカーの日本現地法人又は国内自動車メーカー

2 前項の規定にかかわらず、臨時的に、又は代替手段として、三河港神野地区又は明海地区において完成自動車を輸入する企業は、助成対象としない。

(助成期間等)

第4条 三河港振興会会長（以下、「会長」という。）は、企業が前条に規定する助成対象事業者に該当する場合に限り、交付開始年度を含め3年間継続して助成金を交付できるものとする。

(助成金の金額)

第5条 申請年度の助成金の額は、乗用車については申請年度の前年度の1月から申請年度の12月までに輸入した台数に1,000円を乗じて得た額とし、トラック及びバスについては、5,000円を乗じて得た額とする。ただし、ピックアップトラック、軽トラック、小型バス（定員10名以上30名未満）については、1,000円を乗じて得た額とする。

- 2 助成対象となる完成自動車の上限台数は、1企業あたり、乗用車は1年間に5,000台、トラック、バスについては200台とする。
- 3 助成金の交付は予算の範囲とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合、超過部分については交付しないものとする。
- 4 前項に規定する場合において、受理日が同一の三河港輸入自動車助成金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に係る交付決定が複数あり、交付決定額の合計が予算額を超える場合の助成金額については、予算残額を按分して交付決定を受けた企業にそれぞれ交付するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、輸入業務を行った港湾運送事業者を通じ、申請書に、別に定める書類を添え、申請年度の1月末日（ただし、末日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）までに当該年分を一括して会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その日から30日以内に内容を審査するものとする。
- 3 前項の審査により、当該申請が要件を満たしているときは、助成金の交付を決定し、その旨を申請者に対し交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、不交付のときは、不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 交付決定を受けた者は、前条第3項に基づく交付決定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）までに、三河港輸入自動車助成金請求書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に対し助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合

(2) 第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなった場合

(加算金)

第9条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が、返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。

3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から適用する。